

第7条（保有個人データにかかる事項の公表）

管理組合は、個人情報保護法第27条第1項に基づき、保有個人データにかかる以下の各号の事項について、本条の定めをもって公表するほか、本マンション内の見やすい場所に掲示する方法によりこれを公表する。

- 一 個人情報取扱事業者の名称
ライブヒルズ鳳管理組合
- 二 すべての保有個人データの利用目的
第2条に定めるとおりとする。
- 三 区分所有者等から保有個人データにかかる利用目的の通知の求め、または保有個人データの開示、内容の訂正、追加もしくは削除、利用の停止もしくは消去、もしくは第三者への提供の停止の請求があった場合の、当該求めまたは請求の受付方法
本人または代理人が、ライブヒルズ鳳管理組合事務所へ、管理組合事務所に備え付けの所定の書面で申し出る方法により受け付ける。
なお、この申し出を行う者は、当該書面のほか、別途ライブヒルズ鳳管理組合の指定する本人確認書類をあわせて提出しなければならない。
- 四 当管理組合における保有個人データの取扱いに関する苦情等の申出先
ライブヒルズ鳳管理組合事務所

第8条（役員の遵守義務）

総会の決議により役員に選任された者は、その就任（再任を含む。）にあたり、管理組合に対し、所定の様式による誓約書を提出し、当該誓約書に記載された事項を遵守しなければならない。

第9条（管理会社への委託）

管理組合は、管理受託者に対し、個人データの取り扱いを含む業務を委託するときは、管理受託者との間で締結する管理事務の委託にかかる契約（以下「管理委託契約」という。）において、管理受託者が管理委託契約に基づき知り得た情報に関する守秘義務その他当該情報の適切な取扱いに関する規定を設けるものとする。

- 2 管理組合は、警察、検察、税務機関その他の公的機関から、法令に基づく強制執行または任意の捜査、質問、調査等（以下「捜査等」という。）への協力として、管理組合の保有する個人データの開示（防犯カメラの閲覧提供を含む。）を求められた場合の、当該捜査等への協力にかかる次の各号の事務を、管理受託者へ一任する。
 - 一 捜査等への協力の求めの根拠となる法令の確認、精査、協力の可否の決定または協力を行うこととした場合の協力の範囲もしくは手段等の決定
 - 二 捜査等への協力の求めの内容が、当マンションに設置された防犯カメラの映像の閲覧提供（複写を含む。）であるときは、閲覧提供にかかる立会いその他の付帯事務

第10条（規定外事項）

本細則に定めなき事項は、規約等、個人情報保護法、区分所有法その他の法令に従うものとする。

第11条（改廃）

本細則の改廃手続は、規約第5.3条によるものとする。

附 則

第1条（発効日）

本細則は、2018年8月19日より発効する。